

起案用紙（委員会記録伺）

(1号)

| 議 長 | 副議長 | 委 員 長 | 事務局長 | 局長補佐 | 係 長 | 担 当 | 文書取扱主任 |
|---|------------------|-----------|------|--|--|-------------------------|--------|
| | | | | | | | |
| 起 案 日 | 平成30年 月 日 | | | 処理区分 | <input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘 | | |
| 決 裁 日 | 平成30年 月 日 | | | 保 存 | <input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃 | | |
| 登録番号 | 30四 議 第 号 | | | 公 開 | | 非公開理由 | |
| 分類番号 | 04 - 02 - 03 | | | <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開 (公開) | | 四万十市情報公開条例第9条に該当 () | |
| 簿冊番号 | 04 - 05 | | | | | | |
| 委員会名 | 教育民生常任委員会 | | | 会議年月日 | 平成30年2月19日(月) | | |
| | | | | 会議時間 | 9時58分～12時32分 | | |
| 出席委員 | 委 員 長 安 岡 明 | | | | | | |
| | 副 委 員 長 大 西 友 亮 | | | | | | |
| | 委 員 藤 田 豊 作 | | | | | | |
| | 委 員 矢野川 信 一 | | | | | | |
| | 委 員 西尾 祐佐(早退) | | | 欠席委員 | | | |
| | 委 員 上 岡 礼 三 | | | | | | |
| その他 | | | | | | | |
| 執行部出席者 | 市民課長 | 川 崎 一 広 | | 生涯学習課長補佐 | 谷 口 公 久 | | |
| | 〃 国保係長 | 池 田 由美子 | | 保健介護課長 | 山 崎 豊 子 | | |
| | 福祉事務所長 | 小 松 一 幸 | | 〃 課長補佐 | 中 田 智 子 | | |
| | 〃 課長補佐 | 渡 辺 和 博 | | 〃 | 大 原 直 文 | | |
| | 教育長 | 徳 弘 純 一 | | 市民病院事務局長 | 池 田 哲 也 | | |
| | 学校教育課長 | 山 崎 行 伸 | | 〃 総務係長 | 金 子 雅 紀 | | |
| | 生涯学習課長 | 小 松 富 士 夫 | | 西土佐診療所事務局長 | 村 上 正 彦 | | |
| 事務局 | 事務局長 | 中平 理恵 | | 〃 事務局長補佐 | 稲 田 修 | | |
| | 局長補佐 | 山本 真也 | | | | | |
| 記 録 | | | | | | | |
| 平成29年12月定例会において、継続調査となった所管事項の調査のため委員会を開催しました。 | | | | | | | |
| その概要については以下のとおりです。 | | | | | | | |
| | | | | | | | |

■はじめに「平成 29 年 住民と議会との懇談会（意見交換会）における意見について」関係各課からそれぞれ説明を受け調査を行った。

●まず、学校教育課長から「学校統合の際の条件について」、「学校の統合について」、「西土佐の子供達について」、「具同小学校の体育館の屋根の改修について」説明を受けた。

【説明：山崎学校教育課長】整理番号 14 番、「学校統合の際の条件について（運動会当日台風により迂回し、1 時間遅刻した）」は、この時の地域住民の方からは 5 年以内に迂回路として市道整備という約束をしていたというような話であった。この内容については、平成 14 年の統廃合の際に、教育委員会が道路の管理者である当時の市建設課に対して要望書というかたちで、要望しますよということを地区に公文書で出している資料を見つけたが、その中には 5 年という記載はなかった。地域住民の要望を、当時の教育委員会と建設課で協議をした中で、建設課についても施設整備の必要性は認めるということで、辺地計画の整備計画、5 年計画に載せたかたちで順次改良を行うということで取り組んでいただいている状況にある。平成 24 年 12 月定例会の一般質問の議事録を見ていると、当時の建設課長より市道手洗川勝間線の整備状況として、毎年、100 数十m位の延長で、内容については、狭隘な箇所、路肩の危険な箇所の整備ということで、舗装とか山切り等々行っておりますということ、引き続き辺地総合 5 年計画の中で地元と協議しながら整備を行う予定というような答弁書がある。現に大きな金額ではないかもしれないが、毎年、予算を配分していただき改良について努めていただいていることは確認している。

続いて、整理番号 36 番の「学校の統合について」は、体育館の建て替えということで、整備計画について疑義がでていた内容だと受け止めているが、今回、大用小中学校の体育館の整備が完了したわけだが、この施設整備については統廃合が目的ではなく、文科省から平成 27 年度までに、できたら 100%耐震化を図りなさいというような通達のもとで、整備を行ってきた。この通達が平成 24 年 5 月 15 日付で来ており、順次、調査も行い、校舎から整備を行ったうえで、屋内体育館に移行し、先程、言ったように、今年完成した大用中学校をもって耐震化 100%を達成したものとということ。建て替えでなく、補強で、という質問があったわけだが、基本的には、体育館についても、施設整備する面積基準というものがあって、それと比較したときに、当時建設の体育館は狭隘であったということと、もう一つは、耐震補強をしても、建て替えと事業費的には、そんなに大きな差はないということがあった経過もあり、建て替えを行った。大用については特に今、再編計画ということで、同時進行しているところであるが、小中学校の体育館なので、小学校は存続ということもあり、耐震化が目的ではあるが、再編の最中の建て替えというのは、小学校用の体育館ということで、整理をさせていただいている。

次に、整理番号 53 番、「西土佐の子供達について」、ということで、西土佐の子供が少なくなったので、将来的には、小中統合して一連的な教育も必要ではないかという質問であった。おそらく、これについては、小中一貫校、あるいは義務教育学校ということで、平成 26 年度から新たな制度としてたちあがった学校のことを想定されていると思うが、心配されているように、子供の数が減ってきており、単独では小中それぞれ存続が難しいということで、一本化にする。そういうために義務教育学校をつくるというようなケースもある。ただ、基本的には中 1 ギャップの解消や、系統的な教育をするという趣旨の新しい教育課程の方法である。西土佐は、今の再編でもあるように、当面の間、複式化になる見込みがないということと、地理的な状況ということで、中学校については、そのまま、存続させるということで、計画の案としておいている。小学校については、西土佐に限らず、今の計画の案では、当面、小学校は存続をさせ

ていくという方向で、地区説明会もさせてもらっているところであり、あわせて、小中それぞれ、交流学習等の連携も行っていることから、現段階では、小中一貫校、あるいは、義務教育学校の導入というのは、考えをもっていない。特に義務教育学校というのは新しい制度ということもあり、メリット、デメリットもあるように聞いているので、今後、研究しながら、必要に応じて、導入については再度検討していきたいというように考えている。

次に、整理番号 119 番、「具同小学校の体育館の屋根の改修について」は、具同小学校の体育館の屋根の改修ということで、避難所指定にもなっており、相当な錆が出ているので、改修してはどうかというような質問だったと思う。具同小学校の体育館の屋根については、当然、錆が発生しているという状況にはあるが、実際のところ、雨漏り等の問題は生じていない。平成 27 年度に非構造部材の耐震化ということで吊り天井の撤去をして、軽量化を図ったということ、それから、ガラスの飛散防止等の対策は講じているが、補助対象外であった屋根の塗装等については、未着手の状況である。ただし、先程、言ったように特段の問題は今のところではない。今後については、築 40 年を経過した場合に、長寿命化対策ということで、国の補助制度がある。今のところ存続をする学校の中で、この対策が必要なのが、優先順位でいうと、東山小学校、具同小学校、中村南小学校の 3 校になっている。まだ、現時点では体育館は 36 年の築経過ということで、この補助制度に該当しないが、先程言った優先順位でいくと、小学校の校舎と併せて、体育館についても長寿命化の対策に講じていく必要があるというふうを考えている。

【質疑：西尾委員】整理番号 14 番の「学校統合の際の条件について」は、5 年という記載はなかった、ということ、少しずつは進んでいるということだが、今回、運動会があつて、もしかしたら、参加できなかったかもしれないとか、そういったことに対する対応というのについては、どのような考えかうかがいたい。

【答弁：山崎学校教育課長】台風で、道路が通れず、遅れて迂回しながら来ていただいた、子供には迷惑をかけた、と学校長が言っていたが、当然、全体的に時間をずらすというようなことも今後検討していかないとはいけないと思う。また、ここ数日の寒波で沈下橋が凍結等で通行止めになっていたもので、その間については休校措置をとっている。こういった状態が長期化すれば、授業時数の確保にも影響するので、また別の対策を考えていかないとはいけない状況ではある。同じ学校の生徒が同じ教育環境で同じ授業や、運動会等をできるようなかたちの対応をとっていかねばいけないとは思っている。

【質疑：西尾委員】とりあえず、具体的にこうするというのはないのか。この迂回路をきちんと整備するのが、一番の解決方法か。そうとも限らないのか。

【答弁：山崎学校教育課長】地区要望から言えばそういうことになるかと思うが、ただ、延長も相当数あるということで、先程言った辺地計画の中に位置付けたうえで、まちづくり課としても改良の必要はあるということで進めてもらっている。その限られた予算の中で地域住民の方が望まれる状態がどういったものなのかということは私も直接、話を聞いてないので、わからないが、ただ、まちづくり課としても地区と話し合っ、今のところ、大きく 2 ヶ所、改良の要望が出ているということなので、必要箇所については、地域住民と調整しながらやっていくということで、一定地域の方々の意向を反映しているところは努力はしているかなと思っている。

【質疑：西尾委員】今後、学校再編が進むにつれて、もっと中心に移動距離が長くなってくると思う。ということは、これがもっと広い範囲で問題になってくるとかなと思うので、ぜひ、地域の方と一緒に今後のことについては検討していただきたいと思います。また、よろしく願います。

【意見：矢野川委員】 関連して、丁度、沈下橋の問題がでて、まちづくり課もここの補修なり、改良というのは喫緊の課題ということになっているようなので、教民として、学校だけ、教育委員会だけに言うのではなく、何か取り組むべきでは。

【安岡委員長】 当然、そういうふうにしたいと思う。まちづくり課は、一般質問でも地元の意見を聞きながら、進めているというニュアンスで言われた。教育委員会にも、こういった点、しっかりお願いしておきたいと思うし、教民としても、今、矢野川委員言われたようなかたちもとっていききたい。

【答弁：山崎学校教育課長】 このことについては、学校再編の説明会でも地域の方々からでてきている。教育委員会からもまちづくり課の方には再度、そういった声もでてしていると、必要性についてはお願いしたいという要望の声を挙げさせていただいているところなので、先程答弁したように計画的な改良をしてもらっているということで、その考え方は変わらないだろうと思っている。

【質疑：矢野川委員】 53 番の件で、西尾委員からこの件について、鳥取の先進地視察も行ってきたという回答を地区の方にしているようだが、私も丁度行っており、非常に雰囲気がよく、先生なんかも生き生きしているというようなところも見聞きしてきたわけだが、これは、学校教育として今後の方向性というか、段々、生徒は少なくなっているというのは事実であろうと思うし、こういうことについては、今、どう考えられているか。

【答弁：山崎学校教育課長】 まず、この小中一貫校だとか、義務教育学校というのは、主な目的は中1ギャップの解消や、一貫校ということで、学習の柔軟性を持たす、9年間での教育課程を設けるという大きなところがある。ただ、中には小規模校になりすぎたので、小中合わせて、義務教育学校ということで、高知市では行川学園、また一定の百数十人の子供はいるが、土佐山学舎というのも義務教育学校ということで、高知では今取り組まれているところ。現在、説明会で説明しているのは、これからは主体的、対話的で、深い学びという新たな学習指導要領に基づき、自分たちが考えて、自分たちで答えをみつけるというような教育。今までのように何かを教えて、物事を頭に叩き込むというような教育ではなく、そういう自発的な教育環境にしていくためには、一定の人数がいるだろうということ。そういった中にはいろんな刺激をもらいながら将来的なことを考えていく機会を設けるということで、特に多感な時期の中学校については、一定の規模を確保したいということを説明させてもらっている。現段階では小中学校を一つにするという話しはしていない。ただ、中には地域からそういう声もでてきているので、今、ここで、まだ、結論はだせる状況にはないが、そういった意見もあるということは教育委員会の中でも議論はしていきたいというふうに考えている。

【質疑：西尾委員】 視察に行つて、あそこは幼小中が一緒だったと思うが…。幼小中と小中というのは、別のものか。幼小中でいくと教育的な特異的なところをもって、生徒を呼び込むというかたちであったり、一貫して教育レベルを上げていくみたいなどころがあるのかなというところと、先程、言われた義務教育学校、それとはまた全然別のものなのか？わからないので、教えてもらいたい。

【答弁：徳弘教育長】 新しい学校教育法によってできた学校の制度が義務教育学校。県内では魚梁瀬小中学校とか、大川村の大川小中学校は、非常にごく小規模になってしまつて、小学校や中学校独自では学校が成り立たないということで一貫校にしている。また、特色を持たす点でいうと、梶原小中学校というかたちで梶原学園と名称を変えてやっている。そういったところの事例を参考にしながら、先程、西尾委員が言った、幼稚園を取り込んだかたちは検討の材料にはなると思うが、問題はやはり免許を持っていないといけない。例えば小中一貫校であれば、小学校も中学校も両方免許を持った教員が配置されな

くはいけないと。幼稚園ともなると、幼稚園と小学校の両方の免許を持った教員がいけないといけない。そういったところもある。ここに質問にあげている西土佐小学校、中学校においては、今の規模でいうと比較的、単式学級で、しかも、ある程度の児童生徒数がいて、非常に充実した学校経営がそれぞれに行われている。また、今、行っている義務教育学校とか、小中の連携校については、校舎が一つというふうな状況もあるが、西土佐の場合は小学校も中学校も校舎が別々なので、今の段階では検討するには値しないかなど。ただこれから先、子供の数が減ってきて、小中合わせて何人になるとか、あるいは、保育園も統合の予定になり、そういった中で、さきほど言ったようなかたちの保育所、小学校、中学校一貫の教育形態がいいということになれば、検討したいといったところが、現状である。

【質疑：西尾委員】これは、西土佐で出たことだが、西土佐でなくても、中村のどこかの地域でも検討を考えていくということも含めて考えてはないか。

【答弁：徳弘教育長】今、再編の説明会をしている中で、今、西尾委員がいったような、うちの学校を小中一貫校にしたらどうかというふうなところはいくつかの地区ででてきている。ただ、今の段階での再編の検討案は中学校は2校ということで、中村中学校、中村西中学校に統合する予定なので、その意見は参考させてもらい、再度、教育委員会の中ではもみたいと思っているが、そういった要望が多くて、ある程度の条件が整うということがわかれば、検討はしたいといったところが今の現状。今のところ、再編の計画が中学校2校で進んでいるので、この段階でやるということについてはちょっとお答えできない。

【安岡委員長】先程14番については、教民としても再度、取り組んでいくと、こういうことであるが、36番以降について、今、教育長の話しを聞きながら、状況はよくわかっているが、回答の仕方については、今のまとめでいくということになる。まだ、意見がでてないところもあるが、その他、いかがか。

【意見：藤田委員】今の14番の件は、いわゆる学校が統合するとき、迂回できるようにしてくださいという条件をつけていて、目的だけ達成したら条件は二の次においているというのは、行政の姿勢のようにとれる。これらは、はっきり答えを出さないといけない。5年経ってもできてない。教育委員会としては、どういう考えを持っているのか。銭がないだけでは済まない。教育の立場としては、金の問題があってもできないこともあるだろうけれど、これはしないといけない、ということは、やはり、教育委員会として、カチツとした道筋をつけないと、問題が起きてくる。

【質疑：安岡委員長】もう一点、具同小学校の屋根の問題は、優先順位が、東山とか、ずっと後で4位になっている。今は漏れてないと、いうことで、手を加えるということは考えてないということになるのか。というのは、去年のまとめを見ると、結局、前回はこういう要望があって、そして、答弁を、回答をもらっているのが、今回も同じ回答になるかと思うが、藤田委員が今言われたように、こういったあたりも、やっぱりきちんとしなくては。今回、また、新たにでたので、どうするのかということになるが、119番についても、今のところは、まだ、築36年だし、長寿命化の中で今後検討していくということだが、そういうことを回答しないといけないと思うが。今のところ、長寿命化の中で、計画を入れていくというような答弁だったと思うが。漏れてはないけれど、錆がついているので何とかしてほしいとまたでてきたので。そこらあたりの答弁は。

【答弁：山崎学校教育課長】今、小中学校合わせて25校ある、校舎と体育館を合わせると倍以上ある。毎年、維持修繕費を数百万円つけてもらっている中で、校舎の雨漏りとか、いろいろ不具合が学校からでてきており、それを対処していつている。当然、できればいいが、順番的に限られた財源の中でどうい

ふうに優先順位つけていかなければならないのかということも一応行政の一つの責務かなというところで、今は他に優先すべき修繕があるので、そちらに予算を充てているということをご理解いただけたらと思っている。それからもう一つ、市道（迂回路の整備）の話の中で、「条件」ということの話だったが、当時の担当の方に話も聞いたり、状況の確認をしていたが、当然、こういった再編ということになると、いろいろな地区から要望事項がでてくる。その一つがこの市道改良ということだったと思う。その時のやりとりの中で、委員会としては、「わかった。改修する。」というような回答できる立場にはない。当然、国道や県道であってもそうであるが、道路管理者の方に要望していくというようなスタンスを超えることはできないということで、今、実際、公文書として残っているものは、勝間地区、勝間川地区、それから久保川地区の区長に対して、教育長名で勝間小学校の統合に伴う諸問題への対応ということで、以下のとおり取り組むこととしますということで、公文書を出している。その中の項目の一つとして、通学路となる国道市道の安全対策ということで、道路管理者に対して地域とともに要望していくということにとどめている。これは逃げ口上でないが、当時の建設課、今のまちづくり課についても、そういったところは意識しながら予算を確保したうえで、改良していただいているところも理解いただけたらと思っている。

【安岡委員長】 今、課長が言ったように5年以内に迂回路をきちんとするというものは残ってないということか？ただ、その当時の流れの中で、将来こういったこともきちんとやっていかないといけないというのは暗黙の了解だったということもあるので、当委員会も、強く要望していくということで、今、藤田委員の声もあったが、要望を強くしていくというかたちでまとめておきたいと思う。それと一番最後の、119番、これは私の方から前回、執行部からもらっていたのを見て、体育館の屋根については優先順位もあり、待ってほしいという返事ということで、もう一度確認し、教民としても調査するという答弁をした。先程言ったように前回の答弁と変わってない。今日、調査した結果も同じであるというかたちになってくるので…、ということで申し上げた。前回の執行部の答弁をもう1度確認をしたということになる。委員の皆さん、それでよろしいか。

※他に質疑なし

●次に福祉事務所長から「婚活事業」について、説明を受けた。

【説明：小松福祉事務所長】 整理番号52番「婚活事業」についてのご意見は、要は結婚する気にならない方達の意見を聞いてみる必要があるのではないかという内容だというふうに理解している。結婚していない人に対して、なぜ、結婚する気にならないのかといった意識調査を実施すればどうかという意見に対しては、本市では、これまで未婚者を対象にした結婚に対する意識調査は、行ったことはない。今後、前向きな発言ではないが、実施する予定はない。その理由は、一つには、国において平成25年版厚生労働白書というのが公表されている。この白書には、若者の結婚に対する意識等について詳しく分析された白書で、結婚しない理由、なぜ、結婚しないのかといったこと等も含め、未婚者の意識調査をしており、この白書から一定把握できると考えているところ。もし、仮に本市で意識調査を実施するということになれば問題点があるのではないかというところがある。対象者を選出するために住民基本台帳から未婚者の抽出作業を行うことになると思うが、市独自の意識調査、それも結婚をしていない人という特定の人に向けての調査ということになると、対象者になった方々の中には、個人情報保護の観点からその正当性に異議を唱える、つまり、個人情報保護上の問題点を指摘されるということが十分想定される

ので、この実施にあたっては慎重な準備調整が必要というふうに考える。繰り返しになるが、未婚者を対象とした結婚に対する意識調査というのは、今のところ行う考えはない。ただ、現在行っている婚活イベントの中では、参加者に対して、イベント参加の感想であったり、気になる人がいたかといったことを問うアンケートを行っており、もう少し幅を広げて、この中で結婚に対する意識調査、例えば、今まで結婚しなかった理由であったり、結婚のために相手に求める条件といったことなど等を加味していくということは可能ではないかと考えているので今後検討してみたい。

※質疑なし

■次に、保育所等の入所状況について、執行部から説明を受け、調査を行った。

【説明：小松福祉事務所長】定員に対する入所児童数は、平成29年4月現在で、公立保育所17カ所、定員は1,260名で入所児童数824名、65.4%の充足率。民間保育所3カ所、定員は131名で入所児童数141名、107.6%の充足率。認定こども園1カ所、定員は194名で入所児童数166名、85.6%の充足率。事業所内保育所1カ所、定員は15名で入所児童数12名、80%の充足率。全体で、定員1,600名で入所児童数1,143名、71.4%の充足率となっている。その後の途中入所児童数は57名で平成30年2月1日現在、入所児童数は1,200名。待機児童数は、2月1日現在で49名の待機児童がいるが、民間保育所の0歳児のみである。

【質疑：矢野川委員】入所者1名あたりの面積の基準が厳しくなって民間も拡張しないといけないという話をきいたが、そうなのか。厚労省の基準が変わったのか。

【答弁：小松福祉事務所長】詳しく説明できないが、そういう方向に基準が変わってきているようだ。

【質疑：矢野川委員】「めぐみ」は大改造しないといけないと聞いた。法は法で守らなければいけない。できないところも出てくるだろう。「ひかり」も同じではないか。

【答弁：小松福祉事務所長】「めぐみ」は3月議会の当初予算で、基準を満たすための改築を挙げさせてもらっている。「ひかり」は上ってきてないので基準を満たしているのではないか。

【質疑：安岡委員長】4月1日には0歳で、途中で1歳になったので働きたいが、入るところがないという声を聞いたが、どうか。

【答弁：小松福祉事務所長】現在1歳児の待機児童はいない。1歳児になれば民間では受け入れできるという状況。1歳児の待機は0なので問題ないのでは。公立保育所は1歳になっても次の4月まで待たなければいけない。

【質疑：大西委員】民間保育所は定員131名に対して、入所数141名と超過しているが、保育のサービスは低下しないのか。

【答弁：小松福祉事務所長】目が行き届かないのではないかとのご心配だと思うが、基準では定員オーバーした場合、120%を超えると厳しく言われるが、107.6%であるので、なんとか、目は行き届くという判断。

※他に質疑なく終了

■次に、「完全給食の実施について」執行部から報告を受けた。

【説明：小松福祉事務所長】昨年9月以降、各保育所において月1回試行してきた。職員体制、必要な設備等の検証を行うとともに、アンケート調査、説明会等により保護者への周知やご意見をいただくなど実施に向けての準備を進めてきた。この度、実施の目途がたったことから来年度から各保育所で一斉に実施する予定。実施時期は、新年度は新しく入所する児童への対応や異動時期が重なるため、

4月スタートは難しいという判断のもと、6月からの実施を予定している。保護者の負担は月額500円の予定。根拠は米代の1ヶ月の実費分。経費は光熱水費等この他にもかかるが、保護者に負担していただくことは考えていない。

※質疑なく終了

■次に、「八東保育所の完成予定について」、執行部から報告を受けた。

【説明：小松福祉事務所長】現八東保育所は、津波浸水の危険性が高いということから、園児の安全性を確保するため、高台への移転改築を防災活動拠点施設との合築ということで進めてきた。昨年7月21日の起工式以来、ほぼ順調に工事が進み、3月10日竣工の目途がたった。これにより4月からは津波浸水の心配のない高台で安心して保育することが可能。防災活動拠点施設との合同落成式及び祝賀会を3月18日に実施する予定。市議会議員の皆様全員にもご案内する予定。

※質疑なく終了

■次に、「地区健康福祉委員会要綱改正について」、執行部から報告を受けた。

【説明：山崎保健介護課長】地区健康福祉委員会は、平成24年に事業を開始し、今年度末で6年を経過する。事業の実施にあたって、代表者や役員の後継者がいないという課題や介護予防事業のあり方の見直し等をとおして、平成30年度の事業実施にむけて要綱の改正をする予定。改正内容は、組織の活動に継続的に取り組めるよう、各委員会で組織について話し合う機会を持っていただき、地区それぞれにあった取り決めをしていただきたいということで、規約の制定に努めることを要綱に明文化する。

次に、規約を制定することで、健康福祉委員会がしっかりとした組織となり、自治会活動保険に加入することで、委員会活動中の事故についても安心して活動できることから後継者の方が感じている負担軽減にもつながり、後継者対策の1つになるのではないかと考え、追加として自治会活動保険への加入についても明記する。

事業実施については、関係課、社協等の機関で事業内容の見直しを図るなかで、健康づくり事業の特定検診やがん検診の受診啓発、健康に対する認識を深めること、体を動かしたり、脳トレによる認知症予防を行うこと等。介護予防事業については、いっしょに取り組むことがより一層効果を上げるのではないかと考え、現行の「健康づくり事業」と「介護予防、高齢者・障害者生きがい交流事業」をひとつとして「介護予防、健康推進事業」とする。

次期構成員については、委託料対象者の年齢を20歳以上65歳未満の者2名と改正し、少しでも若い世代の方が地区健康福祉委員会に参加することが後継者対策に繋がると考える。また、これらの改正により、委託料についても改正を行う。

【質疑：矢野川委員】このことは地区の代表者に説明はしたか。

【答弁：山崎保健介護課長】2月6日に地区の代表者会議を行い、説明させていただいた。

※他に質疑なく終了

■次に、「四万十市高齢者福祉計画・第7期四万十市介護保険事業計画について」、執行部から報告を受けた。

【説明：山崎保健介護課長】この計画は老人福祉法、介護保険法に基づき、一体的に策定するもので、今回平成30年度から32年度までが計画期間となっている。策定にあたり、四万十市高齢者福祉計画・介護保険事業計画運営協議会に諮問し、4回協議会を開催、パブリックコメントも実施した。計画案

については2月15日に協議会から答申をいただいた。本計画は第6期の検証及び見直しを行い、介護保険制度の改正を受けて、さらに高齢者が安心して生活していくことのできる体制づくりを目指し、第7期は平成32年度までだが、団塊の世代が75歳となる平成37年度までの中長期的な視野に立った見通しで策定している。本市ではすでに高齢化率が30%を超え、年々保険給付費も増加している。認知症高齢者への対応も重要な課題となっている。このような現状をふまえ、第7期は高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに制度の持続可能性の確保を図ることに配慮し、サービスを必要とする方に、必要なサービスが提供されるよう地域の実情にあわせた地域包括ケアシステムの推進を図ることを目的として策定している。

【説明：中田保健介護課長補佐】地域包括ケアシステムの深化、推進に向け、前期計画等に掲げた基本理念「住み慣れた地域で、すこやかで安心して暮らせるまちの実現」を継承し、医療や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域の中で自分らしく安心して日常生活が過ごせるよう、自助、互助、共助、公助を基本とした地域社会の実現を目指す。

計画の基本目標は、1 介護予防・生活支援体制の推進、2 地域包括ケアシステムの推進、3 介護保険サービスの適正な運営。

地域包括ケアシステムの深化、推進及び自立支援、介護予防・重度化防止、介護給付等の適正化に向け、「介護予防・生活支援体制の推進」、「在宅医療・介護連携の推進」、「自立支援、介護予防・重度化防止及び介護給付等適正化事業の推進」を重点的に行う。

第7期計画期間中の介護サービスの整備は、小規模な有料老人ホームから地域密着型特定施設入居者生活介護、また、認知症対応型共同生活介護へ転換すること、及び（介護予防）特定施設入居者生活介護の整備を予定している。施設整備を行うことは給付費及び介護保険料の増額となるが、メリットとなる点が多いことから施設整備について計画することとする。デメリットとなる「介護人材の不足」については、第7期計画において、新たな担い手養成や処遇改善加算取得促進支援及び離職した介護人材の再就職支援などについて取り組むこととしており、多様な人材が参入できるような取り組みにより、介護人材のすそ野の拡大を進めるとともに、介護人材の離職防止、定着促進に向け、介護分野に「入りやすく、昇りやすい」仕組みを関係機関との連携を図りながら構築することで解消できるよう、取り組みを行っていききたい。

保険料の算定は、過去の人口推移から将来人口推計を行い、要介護、要支援認定率の実績等を勘案し、計画中の要介護、要支援認定者数を推計したうえで、要介護、要支援認定者に対する介護サービス費やすべての高齢者に対する予防事業に係る計画期間中の3年間の費用を算出する。

まず、保険給付額+地域支援事業費が、3年間の全体にかかる費用となる。次に、第1号被保険者の負担額23%を乗じ、第1号被保険者の保険料に充当することができる。調整交付金交付相当額と交付見込み額の差を除き、被保険者の負担を軽減するために、準備基金取崩額7千万を見込み、3年間の全体の保険料収納必要額が22億9,584万8,670円。ここで算出した金額の保険料収納率98.57%を見込んでいる。これは平成28年度の実際の収納率で、これを割って保険料の負担割合で補正した第1号被保険者数（3年間の延べ人数）で割り、12月で割って第1号被保険者の保険料基準額（月額）が出る。平成30年、31年、32年の月額額は6,137円となる。

第7期介護保険料が増額となった理由としては、要介護、要支援認定者の増加が見込まれていることから介護サービスの利用者が増加するため。また、計画期間中に施設整備を行う予定があるため。さらに平成30年度の介護報酬改定に伴い、一律の改定率+0.54%を介護サービスの介護報酬費に反映させたため。また、第1号被保険者の負担割合を第6期は22%であったが23%に増加するため。

※質疑なし

■次に「(仮称) 四万十市立スケートパークについて」、執行部から報告を受けた。

【説明：小松生涯学習課長】 体育施設名は「スケートパーク」。スケートボードの他に、インラインスケートやBMX、Jボード等の使用も想定しているので、スケートボード場ではなく、「スケートパーク」とし、使用日は休園日及び雨天を除く毎日、使用時間は午前9時から午後9時まで。

現在の工事の発注では、夜間の利用は想定していなかったが、市長以下関係課で協議し、夜間も利用できるように設計変更することとした。今後夜間照明施設の追加工事を行う。事業費は190万円の増額を見込んでいる。

使用手続きは、年度ごとに使用者登録申請書を提出してもらい、目的は危険なスポーツであることを認識してもらい、使用基準を遵守してもらい、事故があった場合は、市に瑕疵がない限り、一切の事故について自己責任で解決することを約束してもらい、誓約書を提出してもらい、としている。

温水プールと年齢を合わせ、満3歳以上から使用できる。使用の際には、公的機関で発行された身分証明書と印鑑、同意が必要。中学生以下は保護者の同意が必要。小学生未満が使用者登録をする場合は、保護者といっしょに管理事務所に行って手続きをしていただく。登録が完了すれば登録済証を発行し、許可申請の時に提示してもらい、会員制も設定することとしており、会員以外の方は使用の都度申請をして許可を受けていただく。会員(別途手続き必要)は会員証を提示する。小学生未満の方が使用する場合は、保護者の付き添いが必要。高校生以下はヘルメットの着用が義務。

使用料金は、大人が会員登録する場合は、料金先払いで、会員証を発行。会員以外の大人は申請時に納付。18歳未満の者及び高校生は無料。

危険なスポーツなので、高校生以下はヘルメット着用を義務付け、膝や肘を守るプロテクターもできるだけ着用し、安全な使用を推奨する。管理事務所にも無料の貸出用のヘルメットやプロテクターを準備する予定。(数に限りあり。)

使用許可を受けると、リストバンドを渡す。貸し借りは禁止。

無断使用者がいないか施設管理者は見回りをを行う。

使用に関する事項を「スケートパーク使用規則」に定める。規則では細かいところまでは、定められないので、更に細かい、注意事項、使用の制限、装備の制限、使用方法、禁止事項等細かく「スケートパーク使用基準」に定める。

【質疑：安岡委員長】 きちんとした規約を作っているが、自己責任とか、有料とか、ヘルメットの着用等は施設を希望された使用団体とのすり合わせはどうなっているか。

【答弁：小松生涯学習課長】 使用団体とも話はしている。使用料を一部負担していただくということ、ヘルメット着用義務についても了解を得ている。柔軟な対応となっているので団体は喜んでいる。夜間照明も初めは予算がない、と話をしていたが、つけることになり、団体にはまだ伝えていないが、喜ばしいことになると思う。

【質疑：藤田委員】 利用者の市の見通しはどうか。

【答弁：小松生涯学習課長】 市内でスケートボード等をしている人は100人くらいではないか、と団体から聞いている。使用料を払って使う方は、年間840人くらいになるのではないかと見込んでいる。

※他に質疑なし

■次に、「中医学研究所附属診療所(中村東町)の活用について」執行部から報告を受けた。

【説明：池田市民病院事務局長】 現在休診中の四万十市立中医学研究所附属診療所の一部を高知県歯

科医師会が行う二つの事業を実施する場所として無償で貸付する。

現在、宿毛市の幡多希望の家で、幡多地域障害者歯科診療を行っているが、患者数が増加し、診療室等が手狭となり、安全確保のほか、診療日数の増加、時間の延長などの対応が困難になっている。

また、四万十市右山天神町の幸徳歯科診療所の一部で実施している幡多地域在宅歯科連携室を同じ場所で実施し、業務の効率化と連携の強化を図る。

無償とする理由は、本市では平成25年に制定した「四万十市歯と口の健康づくり推進条例」に基づき、「四万十市歯と口の健康づくり基本計画」を策定し、ライフサイクルに応じた歯と口の健康づくりに関する施策の基本的な事項を定め、施策を総合的かつ効率的に推進し、市民の健康意識の向上とともに、健康の保持、増進を図っている。今回、高知県歯科医師会が行う2つの事業は、本市の進める生涯を通じた歯と口の健康づくりに資する事業であり、連携と協調が必用不可欠であると考えため、共益費（電気料・清掃費）については、実費相当額を徴収する。移設費、改築費は高知県歯科医師会が負担する。

無償貸与をする場合は、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決が必要だが、市民病院は、地方公営企業法を適用のため、地方公営企業法第40条第1項の規定により、財産の無償貸付についての議案を提出する予定はない。

【質疑：藤田委員】 かなり患者が増えているが、理由は何か。

【答弁：池田市民病院事務局長】 理由は聞いていないが、幡多希望の家で実施している事業が周知されてきたのではないかと。

※他に質疑なし

■次に、「国保事業費納付金の本算定結果と本市の対応見込みについて」、執行部から報告を受けた。

【説明：川崎市民課長】 14日付で県から正式に本算定の結果、国保事業費納付金の金額、標準保険料率の通知を受けた。新たに今回の国保改革では1,800億円の公費の増発等がメインの制度変更だったが、仮算定の時には1,800億円のうち、150億円の使途と金額が、国から県に明確に示されていなかった。今回、本係数の揭示と公費の明確な位置づけ、金額の見込み等を加味して確定係数による本算定を行ったもの。

平成28年度に事業費納付金制度があったとして算定した額に対して、30年度に県に納めなければならない納付金額の比率は89.96%。10%程度が安くなるという判定の内容。

平成30年度の納付金総額は9億641万7,154円。仮算定の時は、9億3,667万6,000円だったので、3,000万くらい安くなっている。割合でいうと3%くらい安くなった。

新制度においては、被保険者に対して負担の見える化を図るということで、県が市町村に納付金を割り当てる際に、標準的によるべき利率を示すという形になっている。それが標準保険料率で、3つのパターンで出すことになっている。

1つ目は、「都道府県標準保険料率」で、全国統一の保険料算定ルール（所得割、均等割の2方式等）により都道府県間比較を行うもの。2つ目は、「市町村標準保険料率」で、県内統一の保険料算定ルール（所得割、均等割、平等割の3方式等）により市町村間比較を行うもの。3つ目の「市町村の算定方式に基づく標準保険料率」は、市町村から指定された算定方式で、従来、高知県では資産割を入れた4方式が多いが、仮にその方式で標準保険料率を出すとこういうかたちになる、ということが示される。

県の本算定の結果を受けて、各市町村ではそれを税として被保険者に賦課する段取り。すでに執行部内では検討を進めており、先日15日に四万十市国民健康保険運営協議会に諮問し、答申をいただく

ているものについて取りまとめ、所管事項の進行の経過として報告する。

必要な保険税等総額と納付金の関係は、県から割り当てられた納付金の分だけを集めればよいというものではなく、実際にそれぞれの市町村で実施している保険事業等の経費もかかる。また、国から市町村に直接入ってくる公費もある。これは実施している事業費、納付金等の部分の特定財源。したがって、必要な保険税等総額は、納付金額に保険事業等の金額を足して、見込まれる公費を引いて算出される。6億8,671万9,000円が一定必要となってくる。

必要な保険税総額は6億8,671万9,000円のところ、直近決算年度（平成28年度）収納率95.8%を考慮し、7億1,682万5,000円目途に賦課をする。現行の保険税率で試算すると約8億2,571万9,000円の歳入を見込むので、1億889万4,000円の減額が可能。減額をするということは、結局、税率の見直しとなる。

課税方式は、現行の4方式（所得割、資産割、均等割、平等割）から資産割を廃止し、3方式（所得割、均等割、平等割）への移行を検討している。

これまでの、応能応益割合は50%対50%と法令に規定されていた。平成30年4月1日からは、法令での標準割合は撤廃。各市町村それぞれの所得水準により応能応益割合は変動する。県が市町村に割り当てる国保事業費納付金算定はこの変更後の応能応益割合により算定。資産割を廃止することで新制度応能応益割合に近づけることが可能。

保険税率改定草案としては、標準保険料率における応能応益バランスを見据えつつも、税率改正による被保険者負担の上昇影響を避けるため、基本的に応益部分（均等割と平等割）については税額を現行水準で据え置き。所得割の税率の引き下げによって標準保険料率に近づく応能応益バランスとする。

平成30年度の1人あたりの保険税額は85,261円。現行の4方式で計算した税額より10,552円税が落ちる見込み。

制度改正初年度ということもあり、今後の公費の見込みが非常に見えづらい部分もある。とりあえず新税率の期間は3年間という目安で、帳尻を合わせ、今回はあまり赤字が発生しないような水準の保険料率に四万十市は落とすというかたちで検討している。

※質疑なし

— 小休 —

■その他、事務局から連絡事項

- 高知県市議会議長会定期総会の議題について
- 予算決算常任委員会の事務局の担当者について
- 3月定例会の日程の想定について

— 正会 —

■以上で、案件はすべて終了し、委員長報告は正副委員長に一任することとして、委員会を終了した。